

平成28年9月28日
中国四国管区行政評価局

救命率の向上につながるAEDの利用環境整備に関する調査 —必要な時に誰もがAEDを利用できる環境作りのために—

《 通知事項のフォローアップ結果の公表 》

中国四国管区行政評価局は、AEDを使用した応急手当の一層の普及、促進を図る観点から、広島県内に所在する国の行政機関、裁判所、国立大学法人、独立行政法人、特殊法人等におけるAEDの設置状況について把握するとともに、自らAEDを設置・管理している行政機関のうち、不特定多数の者が利用する9官署におけるAEDの維持管理状況等を現地調査し、平成28年7月7日、これら関係機関に対して、「AEDの適切な維持管理の推進」、「AEDの設置情報の登録及び情報提供の推進」、「AEDの使用に関する講習の実施の推進」について必要な改善措置を講じるよう通知したところです。

この度、通知事項に対する措置状況をフォローアップしましたので公表します。



※ A E D とは、Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略

<本件照会先>

総務省 中国四国管区行政評価局

（担当）第一部第1評価監視官室 山根

（電話）082（228）6209 （FAX）082（228）4471

「救命率の向上につながるAEDの利用環境整備に関する調査」通知事項のフォローアップ結果（概要）

改善意見通知先：広島法務局、中国財務局、広島国税局、広島労働局、中国運輸局

改善意見通知日：平成28年7月7日

回答日：平成28年7月7日（中国財務局）、平成28年7月28日（中国運輸局）、平成28年8月5日（広島法務局）、平成28年8月8日（広島国税局）、平成28年8月8日及び9月8日（広島労働局）

1. AEDの適切な維持管理の推進

調査結果

◎ 日常点検の実施

- ・ 日常点検を実施していない官署はなし。
- ・ 電気パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルのAED本体等への取付方法が適切でなかったり、表示ラベル自体の記載内容が間違っているにもかかわらず、日常点検で見過ごし（4官署5事例）
- ・ 日常点検の結果を記録していない（2官署2事例）

改善通知事項

- ・ 緊急時にAEDの性能が発揮できない事態を防ぐため、日常点検を的確に行うこと（広島法務局、広島労働局）、また、その点検結果を記録すること（広島労働局）

改善措置状況

- ・ 点検を的確に行うため、表示ラベルの取付方法や記載内容についても、日常点検の項目に加えた。また、その取付方法や記載内容が間違っていたものについては、直ちに改善させた。（広島法務局、広島労働局）
- ・ 点検結果を記録する統一様式を作成し、点検結果を記録、保管させることとした。（広島労働局）

◎ AEDの設置場所の案内

- ・ 庁舎入口や執務室入口、1階フロア、エレベーターホール、エレベーター内等に、AEDの設置場所を案内する掲示を行った方がよいと考えられるもの（5官署5事例）

- ・ 緊急時に、来訪者等がAEDの設置場所へより迅速にアクセスし、使用できる環境を整備するため、来訪者等のためにAEDの設置場所を案内する掲示を行った方がよいと考えられる場所について、必要な対応を行うこと（広島法務局、広島国税局、広島労働局）

- ・ 来訪者等がAEDの設置場所を容易に把握できるようにAEDの設置場所等を示すシールを、入居する建物の1階出入口等に掲示させた。（広島法務局、広島国税局、広島労働局）



広島合同庁舎
3号館1階出
入口にAED
の設置場所を
示すシールを
掲示（広島法
務局）

2. AED設置情報の登録及び情報提供の推進

調査結果

◎ 保有するAED設置情報の一般財団法人日本救急医療財団への登録

- ・ 保有するAEDについて、設置情報を一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）へ登録していないもの（2官署2事例）
- ・ AEDの設置場所、使用可能日・使用可能時間帯、AEDの点検担当者の配置など、保有するAEDの設置情報の一部の事項を財団へ登録していないもの（7官署7事例）
- ・ AEDの設置施設名やその施設住所に関して、財団への登録内容に誤りがあるもの（3官署3事例）
- ・ 財団ホームページのAEDマップ上で、AEDの設置場所を示すピンの位置が間違っているもの（4官署5事例）
- ・ 設置情報が財団に登録されているAEDの台数と、実際に設置、管理しているAEDの台数とが異なっているもの（1官署1事例）

改善通知事項

- ・ AEDの設置情報を一般市民や消防機関等の救急医療に関わる機関に広く提供する観点から、AEDの設置情報について、財団への登録を行い、登録情報に変更等が生じた場合も、漏らすことなく速やかに情報の更新手続を行うこと（広島法務局、中国財務局、広島国税局、広島労働局、中国運輸局）

改善措置状況

- ・ 設置情報が未登録のAEDについて、製造販売業者等を通じて新規登録を行い、全ての設置情報が適切に登録されていることを財団ホームページで確認した。（広島法務局、中国運輸局）。
- ・ 設置情報に不備があるAEDについて、自官署が直接又はAEDの製造販売業者等を通じて、AEDの設置情報の追加登録や更新を行った。（広島法務局、中国財務局、広島国税局、広島労働局）

◎ 独自にAEDの設置情報の公表制度を設けている地方公共団体に対する情報提供

- ・ 独自にAEDの設置情報の公表制度を設けている広島市又は東広島市に対し、AEDの設置情報を提供していないもの（4官署）

- ・ AEDの設置情報を一般市民や消防機関等の救急医療に関わる機関に広く提供する観点から、AEDの設置情報を該当の地方公共団体へ情報提供していない官署については、情報提供の可否を検討し、可能な限り提供すること（広島法務局、広島労働局、中国運輸局）

- ・ AED提供協力施設公表制度を設けている広島市又は東広島市に対して、AEDの設置情報の提供を行った。（広島法務局、中国運輸局）
- ・ AEDを使用することができる職員の体制を確保し、平成28年度中には、AEDの設置情報を、AED提供協力施設公表制度を設けている東広島市に対して提供する。（広島労働局）

3. AEDの使用に関する講習の実施の推進

調査結果

◎ AED講習の実施

- 平成23年度までにAEDを設置した6官署について、平成24年度から26年度までの間における講習の実施状況を調査。自官署の職員を対象とした講習を当該3か年間に実施していない官署が3官署

改善通知事項

- 関係行政機関は、多くの職員が緊急時にAEDを用いた心肺蘇生法を適切に実践できる環境を整備する観点から、定期的に自官署の職員等を対象とした講習を実施する必要がある（広島労働局、中国運輸局）

改善措置状況

- 最寄りの消防署から講師を招き、AED講習会を実施した。また、心肺蘇生法の適切な実践のため、定期的にAED講習を実施するよう、管内出先機関に対して文書による喚起を行った。（中国運輸局）
- 公共職業安定所では、窓口業務が中心であるため、職員を対象として一斉にAED講習を実施することは困難である。このため、職員の代表に最寄りの消防署で開催されるAED講習会を受講させ、受講後に、他の職員に対し結果を伝達する形で、今後、AED講習を実施していく。

◆ 平成28年2月10日、消防署から講師を招き、AED講習を実施（中国運輸局（広島運輸支局））

